

[2023年度 問題]

予算について財政民主主義に言及した上で、完全性の原則、単一性の原則（統一性の原則）及び明瞭性の原則をそれぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

まず、財政民主主義とは、政府の歳入、歳出の決定に際し、国民の代表者で構成される議会での議決が必要とするものであることを記し、完全性の原則は総計予算主義について、単一性の原則は予算を一つの会計で処理すべきとするもので、日本の予算制度はこれに反することについて、明瞭性の原則については分類表示が明瞭で理解しやすいものとすべきことについて言及すると良いであろう。

[解答例]

財政民主主義とは、政府の歳入、歳出の決定に際し、国民の代表者で構成される議会での議決が必要とするものであることをいう。

完全性の原則とは、予算は、財政収支のすべてを漏れなく計上しなければならないとする総計予算主義と呼ばれるもので、我が国の予算制度はこれを満たしている。

単一性の原則（統一性の原則）とは、予算の形式は、すべての収入と支出を単一的に1つの会計で処理すべきとする原則で、我が国の予算制度は、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の3つから構成されており、この原則に反している。

また、ノン・アフェクションの原則とは、フランスで採用されている予算原則の1つであり、特定の収入が特定の支出に直接・拘束的に充当される可能性を否定するものである。特別会計を有する日本の予算は、この原則に反している。

明瞭性の原則とは、予算は、収入と支出の見積もりや内容の分類表示などが明瞭に理解できるものでなければならないとするものであり、我が国の予算は歳入項目では各省各庁の「主管別」「部」「款」「項」「目」、歳出項目では各省各庁の「所管別」「組織別」「項」「目」「目の細分」と分類されており、この原則を満たしていると言える。

以上

[2022年度 問題]

課税の根拠である応益負担及び応能負担について、それぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

応益負担と応能負担の定義をしっかりと記述すれば、概ね合格点を獲得できよう。

[解答例]

応益負担とは、各経済主体は政府からのサービスを享受することから、租税は便益の対価として賦課されるべきであるとする、受益者負担の原則の立場をとる説である。この説はアダム・スミスはじめまり、リンダールにより発展・精緻化された。応益負担の代表的な考え方である「リンダール均衡」について説明すると、公共財の生産にかかる費用の一定の分担率を求め、このもとでの公共財の需要を各個人に表明させ、全ての人々の需要量が一致するように調整を繰り返す仕組みを考えれば、各個人の公共財から享受する便益に応じた費用負担が達成できるということである。

しかし、現実には、公共財に対する各人の選好は示されにくく、応益負担にもとづく課税が行われる可能性は小さい。ただし、公共財から得られる便益が比較的明確な場合（地方税、特定財源など）は、応益負担の考え方を適用し、目的税を課すことが適切な場合もある。

応能負担とは、税負担は各経済主体にとって犠牲となるのであるから、課せられる経済主体の負担能力、あるいは支払能力に応じて賦課されるべきであるという、所得再分配機能、つまり、垂直的平等を重視した立場をとる説である。この説は、ミルやエッジワース、ワグナーらに代表される考え方である。応能負担の基本的想定は、公共支出の決定に際し、市場において価格が決められた段階で消費者は自由に需要量を変更できるという、消費者主権の原則は成立せず、負担と便益の関係を断ち、公共支出は消費者の評価とは別個の観点からの評価にもとづいて決定されるべきであるというものである。

以上

[2021年度 問題]

政府間財政移転について、公平性、効率性の観点から機能及び課題に言及して説明せよ。

[解答のポイント]

まず、政府間財政移転という用語をしっかりと解釈できたかどうかがポイントとなる。マクロ経済学で「移転」という用語の意味を十分に理解していれば、国から地方へ支出される補助金であることがイメージできたであろう。次に、その公平性と効率性についてであるが、公平性に関しては一般的にはナショナル・ミニマムの実現を想起しその点について言及すれば及第点であり、多くの受験生は解答できたのではないだろうか。一方、効率性については理論上では「域外スピルオーバー」に言及するのが筋であるが、予算の効率性（無駄遣いを無くすこと）について論じた受験生が多いのではないだろうか。効率性については、問題設定自体があいまいなのでどちらを記述しても概ね得点となっているであろう。以下の解答例では、効率性の定義は理論上のものを用いて説明しているが、政府間財政移転の課題部分では、予算の効率化を挙げてバランスをとって記述をした。

[解答例]

政府間財政移転とは、主に国（中央政府）が地方公共団体（地方政府）へ行う移転支出をいう。政府間財政移転により確保される公平性とは国民がどの地域に居住していても、国が保障するナショナル・ミニマムを享受できることや負担に対して同等のサービスを得られることをいい、効率性とは理論上、地方公共団体が供給する公共財（行政サービス）に「域外スピルオーバー」が認められる場合、地方公共団体が独自に当該財・サービスの供給を行うと、当該財・サービスから得られる便益が過小に評価され、最適供給量よりも過少な水準で当該財・サービスが提供されてしまうため、国が地方公共団体に対して適切に特定補助金を供与することで最適な供給量を実現し効率的な資源配分を実現することをいう。

この公平性や効率性の実現のために我が国の財政制度では、地方公共団体の財政力格差が行政サービスの格差とならないようにする地方間の財源調整機能（財政的（水平的）公平を確保する機能）等を有する地方交付税や、国が国民に対してナショナル・ミニマムを実現すべく全国一律の行政サービスを提供する、もしくは最適な公共財（行政サービス）の水準を実現するにあたり、その業務を地方公共団体に委託しその業務にかかる経費を国から地方公共団体へ財源を移転する性格を持つ国庫支出金がその機能を担っていると言える。

しかし、課題として多額の財政移転を前提とした現行制度では、国が地方財政への一定の関与が働くため国への陳情による補助金獲得競争が生じ、地方分権のもとで地域の特色を生かした持続的な発展を阻害すると同時に、国・地方の長期債務残高の累積問題が呼ばれる中で、予算の効率化による財政の持続的可能性を妨げるものと考えられる。よって、国民に最低限保障すべき行政サービス（ナショナル・ミニマム）のあり方を再検討し、地域住民が受益と負担の関係を考慮して、国に依存せず各地方公共団体の判断と責任で選択するシステムを構築して、予算の効率化に努めていく必要がある。

以上

[2020年度 問題]

最適課税問題に関するラムゼイ・ルールのうち、「逆弾力性の命題」について、課題に言及して説明せよ。

[解答のポイント]

財政学の出題ではあるが、ミクロ経済学をしっかりと学習した受験生であれば、十分に解答できた問題といえよう。

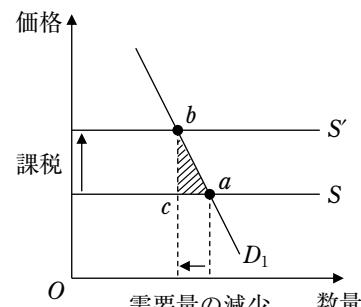
[解答例]

逆弾力性の命題とは、ラムゼイによって提唱された最適課税理論であり、政府が一定の収入を個別の間接税によって徴収しようとするとき、各財の需要が互いに独立であるならば、各財の税率は需要の価格弾力性に反比例して定めることが望ましいという考え方である。

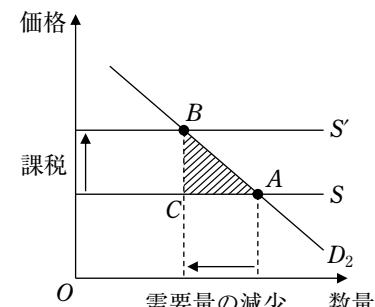
課税理論においては資源配分の効率性の観点から、税の超過負担、すなわち、課税による厚生の損失は小さいほうが望ましいと考えられる。縦軸に価格、横軸に数量をとる図において、課税前の供給曲線をS、課税後の供給曲線をS' とし、図 Iにおいては当時の均衡点aにおける需要の価格弾力性が小さい財の需要曲線をD₁、図 IIにおいては当時の均衡点Aにおける需要の価格弾力性が大きい財の需要曲線をD₂とする。ここで、各財の市場に対して同一の税を課した場合、需要の価格弾力性が小さい図 I の市場では

需要量の減少は小さくなり、税の超過負担は三角形abcの大きさで示され、需要の価格弾力性が大きい図 II の市場では需要量の減少は大きくなり、税の超過負

【図 I：需要の価格弾力性が小さい】



【図 II：需要の価格弾力性が大きい】



担は三角形ABCの大きさで示される。よって、効率性の観点からは、需要の価格弾力性が小さい財に対しては、相対的に高い税率を課すことができるが、需要の価格弾力性が大きい財に対しては、相対的に低い税率を課すべきであると考えられる。

それに対して、この逆弾力性の命題はあくまでも効率性の観点からの結論であり、公平性の観点からは望ましいとは言えないという課題が指摘される。すなわち、生活必需品のような需要の価格弾力性が小さい財に対して高い税率を課し、ぜいたく品のような需要の価格弾力性が大きい財に対して低い税率を課した場合、所得水準の低い家計においては生活必需品に対する支出の割合が高いため、かえって税の負担が大きくなり、税負担の公平性からは望ましくないと考えられる。

以上

[2019年度 問題]

公債の負担に関するリカードの等価定理について、予算制約式を用いて説明するとともに、バローの中立命題について併せて説明せよ。

[解答のポイント]

公債負担論におけるリカードの等価定理とバローの中立命題に関する問題である。リカードの等価定理については、課税を行う場合の予算制約式と公債を発行する場合の予算制約式を明確に区別すること、バローの中立命題については、リカードの等価定理との違いを明確にすることがポイントとなるであろう。

[解答例]

公債の負担とは、財政支出の財源を租税ではなく公債の発行で賄った場合、公債が償還される将来へ経済的負担を転嫁するか否かの議論であり、リカードは公債の発行と償還が同一の世代で行われるのであれば負担の転嫁は生じないと主張した。これを、リカードの等価定理という。

第1期と第2期の二期間にわたり効用を最大化する家計を前提とし、第1期においては、所得 Y から租税 T を除いた可処分所得を、消費 C_1 と貯蓄 S 、および公債購入 B に配分し、第2期においては、完全な資本市場における利子率 r の下で、貯蓄の元本 S と利子所得 rS 、公債償還金 $(1+r)B$ のすべてを消費 C_2 にあてると仮定する。まず、第1期における財政支出の財源を租税だけで賄い、公債を発行しない場合、第1期の予算式は $Y - T = C_1 + S$ となり、第2期の予算式は $(1+r)S = C_2$ となることから、二期間にわたる予算制約式は、

$$C_1 + \frac{C_2}{1+r} = Y - T \quad \dots\dots \textcircled{1}$$

と求められる。次に、第1期における財政支出の財源を公債発行だけで賄い、租税を課さない場合、第1期の予算式は $Y = C_1 + S + B$ となり、第2期において公債を償還するために t だけの課税を行う場合の第2期の予算式は $(1+r)S + (1+r)B - t = C_2$ となる。このとき、課税額 t が公債の償還金 $(1+r)B$ に等しくなることに注意すれば、二期間にわたる予算制約式は、

$$C_1 + \frac{C_2}{1+r} + B = Y \quad \dots\dots \textcircled{2}$$

と求められる。ここで、①式の租税 T と②式の公債発行額 B は第1期における財政支出と等しくなることから $T = B$ となり、①式と②式は同一であることがわかる。その結果、家計の最適行動も同一となり、家計の効用には何ら影響を与えないことから、公債を発行しても将来への負担の転嫁は生じないと考えられる。

一方、公債の発行と償還が異なる世代で行われる場合でも、公債の発行が将来世代への負担の転嫁を生じさせないという主張をバローの中立命題という。将来世代の経済状態が自らの効用を左右する家計を前提とするならば、公債を償還するための増税によって将来世代の経済状態が悪化すれば自らの効用を低下させることとなり、それを回避するために遺産を増やすことが家計の効用を最大化することとなる。その結果、将来世代の経済状態は変化せず、公債の発行は将来世代への負担の転嫁を生じさせないというものである。

以上

[2018年度 問題]

租税の根拠に関する二つの説をそれぞれ説明した上で、租税の負担配分に関する二つの原則を、それぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

まずは、租税根拠論として利益説と能力説をあげよう。そこで、利益説は社会契約的国家観に基づいたものであり、政府が提供したサービスによって享受した便益の対価を支払うべきという受益者負担の原則（応益原則）を根拠としており、能力説は有機体的国家観（財政の所得再分配機能）に基づいたものであり、負担能力に応じた租税負担を求める応能原則を根拠としていることを記述しよう。

以上の記述が出来ていれば合格点を得られるであろう。

[解答例]

租税の根拠に関する二つの説とは、利益説と能力説である。

利益説は社会契約的国家観に基づいたものであり、政府が提供した財・サービスによって享受した便益の対価として税を支払うべきという受益者負担の原則（応益原則）を根拠としている。この説はA.スミスに始まり（彼は概念を明確に確立していなかったが）、イタリアや北欧（E.R.リンダール）で発展、精緻化された。

能力説は有機体的国家観（財政の所得再分配機能）に基づいたものであり、負担能力に応じた租税負担を求める応能原則を根拠としている。この説はイギリスではJ.S.ミル、F.Y.エッジワースらに代表される考え方であり、ドイツではA.ワグナーらドイツ流財政学の基礎にもなっていた。

また、公共支出の決定にあたって利益説に立つ代表的な考え方としては、「リンダール均衡」の概念があげられる。リンダール均衡とは、公共財の生産にかかる費用の分担率を定め、この下での公共財の需要を各個人に表明させ、すべての人々の需要量が一致するように調整を繰り返す仕組みを考えれば、各個人の公共財から享受する便益に応じた費用負担が達成できるというものであるが、現実には、公共財に対する各人の選好は示されにくく、利益説的な課税が行われる可能性は小さい。ただし、公共財から得られる便益が比較的明確な場合は、利益説に立ち目的税を課すことが適切な場合もある。

次に能力説では、公共支出の決定にあたり、市場において価格が決められた段階で消費者は自由に需要量を変更できるという「消費者主権の原則」は成立せず、負担と便益との関係を断ち切り、公共支出は消費者の評価とは別個の観点からの評価に基づいて決定されるべきとしている。

以上

[2017年度 問題]

国債発行に関する国債管理政策の意義及び2つの目標について説明せよ。なお、償還期限による国債の分類についても言及すること。

[解答のポイント]

まず、国債管理政策の意義として、国債の安定消化、利払費の抑制、経済の安定化をはかるものであることを指摘し、構造的国債管理政策と数量的国債管理政策に分類して、各政策の目的、具体的な手段について明記することが求められる。

また、最後に償還期限による国債の分類について言及した上で、近年の国債発行の動向、すなわち数量的国債管理政策の動向を整理しておくことが望ましい。

[解答例]

国債管理政策とは、利払費等の調達コストを中長期的に抑制しつつ、国債の確実かつ円滑な消化を図るため、国債の発行、消化、流通、償還の各方面にわたり行われる政策のことをいう。

国債管理政策には、構造的国債管理政策と数量的国債管理政策の2種類があり、前者は、国債の円滑な発行・消化のための各種制度的枠組みを変更することをいい、近年では個人向け国債の発行や、国債市場特別参加者制度の導入などの措置がとられてきた。

後者は、国債を発行する際の償還期限を操作することで、利払費の最小化や経済の安定化をはかることをいう。数量的国債管理政策の結論として、中長期的に国債の利払費を最小化するためには、高金利期には市場金利に償還期限に応じたリスクプレミアムが上乗せされにくい短期債を発行するのが望ましく、低金利期には長期債を発行するのが望ましいとされる。

また、経済の安定化を図るために、不況期には総需要を刺激するために、資金の流動性を高める短期債の比重を高めることができが望ましく、好況期において過熱ぎみの経済を抑えるためには、金利を上昇させやすく、資金の流動性を低下させる長期債の比重を高めることが望ましいとされる。

わが国の国債は、償還期限別に10年物を長期債、10年超の物を超長期債、2～5年物を中期債と分類されているが、これら3種の国債で平成28年度当初予算における国債発行額のおよそ2/3の額を占めており、平均償還年限も9年程度となっている。これは、近年、わが国の長期債務残高の累増と、積極的な金融緩和による低水準な市場金利下にあることを踏まえ、利払費の最小化をはかる数量的国債管理政策が実施されていることの表れといえる。しかし、経済の安定化の観点からは長期債を発行することで資金の流動性を抑えることになるが、日本銀行の積極的な買いオペによりその弊害は回避されていると考えられる。だが、わが国の長期債務残高の大きさから、事実上の財政ファイナンスがおこなわれているとの指摘もある。

以上

[2016年度 問題]

地方財政計画について、その概要及び役割を説明せよ。なお、歳入・歳出の構成についても言及すること。

[解答のポイント]

地方財政計画に関する問題である。今年は5年ぶりに地方財政からの出題と予想していたが、問題内容がこれまでのいわゆる「過去問の焼き直し」ではなく、新作の問題となった。これについては経済学と同じ傾向であり、試験会場で戸惑った受験生も多かったのではないだろうか。

答案構成は、問題文に即して、①概要、②役割、③歳入・歳出の構成の順に説明していくべきだ。制限字数が約600字であることを考えると、それほど字数の制約が厳しい問題ではないため、落ち着いて丁寧に説明していくことが求められる。

[解答例]

地方財政計画とは、地方交付税法に基づき、内閣が作成する、地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、標準的な水準における経費と収支を掲げ、その間における均衡状況を示す。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を図る、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を図る、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針を示す、といった3つの役割がある。

地方財政計画は、内閣が毎年2月ごろ、国会に提出するとともに一般に公表するが、国会の議決は不要である。

平成27年度の地方財政計画の財政規模は85兆2710億円である。このうち、歳入の主要項目として、自主財源である地方税のほか、依存財源である地方交付税、国庫支出金、地方債などが挙げられる。なお、地方税、地方交付税および地方債のうち臨時財政対策債は一般財源であるのに対して、国庫支出金および地方債のうち建設地方債と財源対策債は特定財源である。これらの項目の歳入に占める割合は、高い順に、地方税収が44.0%、地方交付税が19.6%、国庫支出金が15.3%、地方債が11.1%となっている。一方、歳出の構成については、主要項目の占める割合の高い順に、一般行政経費が41.1%、給与関係経費が23.8%、公債費が15.2%、投資的経費が12.9%となっている。なお、平成27年度地方財政計画より、地方創生の一環として、「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」が創設され、これに1兆円が計上されている。

以上

[2015年度 問題]

マスグレイブの財政の3機能について、具体例を挙げながら説明せよ。

[解答のポイント]

2013年度は租税分野から、2014度は財政制度からの出題であった流れのなかで、今年度は財政理論から出題された。

「財政の3機能」は典型論点ではあるが、650字程度の限られた紙幅の中で、要点を踏まえつつ、いかにコンパクトに収めるかが合否のポイントとなる。答案構成としては、「財政の3機能」それぞれについて定義と簡単な具体例を書くことで、容易に及第点に達するであろう。紙幅（字数）の制約があるなかで多くを書こうとすると字数オーバーになってしまふので、むしろその点に注意が必要である。

[解答例]

マスグレイブの財政の3機能とは、資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能のことを指す。

まず、資源配分機能とは、公共財や経済の外部性、平均費用遞減産業の存在といった、市場メカニズムの限界により最適な資源配分が達成されない場合、経済効率の観点から政府が市場の資源配分に介入する機能のことである。例えば、公共財については市場の失敗が発生するため政府が供給し、経済の外部性のうち、外部経済が発生している場合には補助金を支給することで供給を促進させ、外部不経済については課税を行うことで供給を抑制するとともに、平均費用遞減産業に対しては、独占価格が生じないよう価格規制を行うことが挙げられる。

次に、所得再分配機能とは、個人間の所得分配の格差が著しい場合、社会的公正の観点から、格差を緩和・是正する機能である。例えば、所得税や相続税に対する累進課税制度や公的年金保険や雇用保険といった社会保険制度、生活保護といった公的扶助制度が挙げられる。

最後に、経済安定化機能とは、自動安定化装置や裁量的財政政策などをつうじて、景気変動を安定化させる機能である。このうち、自動安定化装置はビルト・イン・スタビライザーとも呼ばれ、直接税や社会保障制度として財政の中に制度的に組み込まれており、経済情勢に応じて自動的に作用して経済を安定化させる。また、裁量的財政政策はフィスカル・ポリシーとも呼ばれ、好況・不況に応じて財政支出を縮小・拡大したり、増税・減税を実施することによって経済を安定化させる。

以上

[2014年度 問題]

予算の意義を述べた上で、予算原則のうち、完全性の原則、単一性の原則及び限定性の原則について、それぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

本問は、予算の意義について述べた上で、古典的予算原則のうち、完全性の原則、単一性の原則および限定性の原則について、説明させる問題である。予算原則については、平成2年度に出題されて以来ひさしぶりに出題された論点だが、国家財政については、平成5年度、平成15年度に出題されており、およそ10年前後のサイクルでの出題となった。

予算の意義については、解答する上で少し戸惑ったかもしれないが、予算原則は（とりわけ特別区において頻出の）基本論点であるため、解答にはそれほど苦労しないだろう。しかし、あえて解答のポイントを挙げるとすれば、①設問で指定されている原則をメインに説明する点と、②字数制限を超えないように簡潔にまとめる点、の2点に注意したい。

[解答例]

予算の意義とは、実質的には、国がどのような政策や目的のために、どれだけ支出活動を行うか、また、それをまかなうための財源をどのように調達するかという財政の内容の見積もりを一定の期間について明らかにすることである。形式的には、それが国会の政府に対する財政権限付与の形式ということである。

まず、完全性の原則とは、予算は、財政収支のすべてを漏れなく計上しなければならない、とする原則であり、この原則のもとでは、収支を相殺して差額のみを計上すること（純計予算主義）は許されない。

次に、单一性の原則とは、予算の形式は、すべての収入と支出を单一的に1つの会計で処理しなければならない、とする原則である。この点、日本の予算は、3つの予算（一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算）から構成されており、この原則に反している。

そして、限定性の原則とは、予算は、議会の議決を経て成立するものであるから、その運営にあたっては、法律のように強い拘束力を持たせなければならない、とする原則であり、以下の3つの点から拘束される。

1点目は、予算は、議会で限定された目的のみに支出しなければならない、とする質的限定性である。ただし、予備費の場合、あらかじめ目的が限定されない。2点目は、予算は、予算に計上され議会で承認された額を支出しなければならない、とする量的限定性である。ただし、予備費の場合、総額を除き、あらかじめ金額が限定されない。3点目は、予算は、会計年度を限定して編成しなければならない、とする時間的限定性である。この点、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為はこの原則に反する。

以上